

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-536825(P2004-536825A)

【公表日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-048

【出願番号】特願2003-506641(P2003-506641)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/732	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/732	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	37/02	

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月14日(2005.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 生物の免疫応答を制御する医薬の製造のための化合物の使用であつて、前記化合物がガレクチンに結合する、使用。

【請求項2】 前記ガレクチンが、前記生物の組織の細胞表面上に存在する、請求項1に記載の使用。

【請求項3】 前記化合物がガレクチン-1又はガレクチン-3に結合する、請求項1に記載の使用。

【請求項4】 前記化合物が、ラムノース残基を途中に持つ、実質的に脱メトキシリ化したポリガラクトロン酸を含む、請求項1に記載の使用。

【請求項5】 前記化合物が、ラムノース残基を途中に持つ、部分的に脱メトキシリ化したポリガラクトロン酸を含む、請求項1に記載の使用。

【請求項6】 前記化合物が、側鎖を有するポリマ骨格を含み、前記側鎖が末端にガラクトース又はアラビノース単位を有する、請求項1に記載の使用。

【請求項7】 前記化合物が改変ペクチンを含む、請求項1に記載の使用。

【請求項8】 前記改変ペクチンがpH改変ペクチン、酵素改変ペクチン、及び熱改変ペクチンから選択される、請求項7に記載の使用。

【請求項9】 前記改変ペクチンが改変シトラス・ペクチンを含む、請求項7に記載の使用。

【請求項10】 前記化合物が少なくとも300ダルトンの分子量を有する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 1】 前記化合物が300乃至2,000ダルトンの範囲の分子量を有する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 2】 前記改変ペクチンが1乃至50キロダルトンの範囲の分子量を有する、請求項7に記載の使用。

【請求項 1 3】 前記改変ペクチンが1乃至15キロダルトンの範囲の分子量を有する、請求項7に記載の使用。

【請求項 1 4】 前記改変ペクチンが約10キロダルトンの分子量を有する、請求項7に記載の使用。

【請求項 1 5】 前記医薬が、注射による投与に適する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 6】 前記医薬が局所投与に適する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 7】 前記医薬が経皮投与に適する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 8】 前記医薬が経口投与に適する、請求項1に記載の使用。

【請求項 1 9】 動物の自己免疫疾患を治療する医薬を製造するための化合物の使用であって、前記化合物がガレクチンに結合する、使用。

【請求項 2 0】 前記ガレクチンが、前記動物の組織の細胞表面上に存在する、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 1】 前記化合物がガレクチン-1又はガレクチン-3に結合する、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 2】 前記化合物が、ラムノース残基を途中に持つ、実質的に脱メトキシリ化したポリガラクトロン酸を含む、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 3】 前記化合物が、ラムノース残基を途中に持つ、部分的に脱メトキシリ化したポリガラクトロン酸を含む、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 4】 前記化合物が、側鎖を有するポリマ骨格を含み、前記側鎖が末端にガラクトース又はアラビノース単位を有する、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 5】 前記化合物が改変ペクチンを含む、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 6】 前記改変ペクチンがpH改変ペクチン、酵素改変ペクチン、及び熱改変ペクチンから選択される、請求項25に記載の使用。

【請求項 2 7】 前記改変ペクチンが改変シトラス・ペクチンを含む、請求項25に記載の使用。

【請求項 2 8】 前記化合物が少なくとも300ダルトンの分子量を有する、請求項19に記載の使用。

【請求項 2 9】 前記化合物が300乃至2,000ダルトンの範囲の分子量を有する、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 0】 前記改変ペクチンが1乃至50キロダルトンの範囲の分子量を有する、請求項25に記載の使用。

【請求項 3 1】 前記改変ペクチンが1乃至15キロダルトンの範囲の分子量を有する、請求項25に記載の使用。

【請求項 3 2】 前記改変ペクチンが約10キロダルトンの分子量を有する、請求項25に記載の使用。

【請求項 3 3】 前記医薬が注射による投与に適する、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 4】 前記医薬が局所投与に適する、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 5】 前記医薬が経皮投与に適する、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 6】 前記医薬が経口投与に適する、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 7】 前記自己免疫疾患が、リウマチ性関節炎、アテローム性硬化症、及び糸球体疾患から選択される、請求項19に記載の使用。

【請求項 3 8】 動物の自己免疫疾患を治療する医薬の製造のための化合物の使用であって、前記化合物がガレクチンに結合して、生物由来の免疫応答惹起性化合物の前記ガレクチンに対する結合を遮断する、使用。